

財務諸表承認及び剰余金の繰越承認スケジュール（案）

	財務諸表の承認	剰余金の繰越承認
6月末	●各法人から財務諸表の提出	
7月初旬	・事務局における確認	・事務局における確認
7月中旬	↑ ↓	↑ ↓
7月下旬		
8月中旬	○国立大学法人評価委員会専門部会（持ち回り） <財務諸表承認及び剰余金の繰越承認に対する意見聴取> ○大学共同利用機関法人評価委員会専門部会（持ち回り） <財務諸表承認及び剰余金の繰越承認に対する意見聴取>	
8月下旬	●財務諸表承認	○財務省協議
(?)		○財務省協議終了 ●剰余金繰越承認（時期未定）

(注) 財務諸表の承認は、財政当局との協議事項とはされていないが、剰余金の繰越承認は、協議事項とされているため、大臣承認は当該協議が整い次第となる。